

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 産業廃棄物税って何？

Q : ニュースを見ていたら、東北の三県で「産業廃棄物税」が導入されると言っていたのですが、これはどういう税金ですか。当社は産廃処理業者ではないのですが、影響がありますか。

A : 産業廃棄物税とは、地方税の一種で、産業廃棄物1トンあたり1000円程度の税金を徴収して、環境対策などの財源にしようとするものです。

【解説】

平成14年8月、青森・秋田・岩手の3県は合同で、産業廃棄物税の導入を決めました。

産業廃棄物税とは、産業廃棄物の処理量1トンにつき1000円ほどの税金をかけるというもので、廃棄物を出した業者が負担すべきものですが、廃棄物処理業者が代わりに納める（特別徴収）ことになっています。

すでに、鳥取・広島・岡山の3県が合同で、また三重県は単独で、実施しています。島根県も導入を検討中です。

これらの県では、産業廃棄物税を財源として、ゴミの不法投棄を監視するコストにあてたり、いわゆる「環境にやさしい」事業や設備に対して助成金を出したりしています。

もし御社が製造業などで廃棄物を大量に出しているということであれば税金を負担することになりますが、廃棄物の量を減らす設備などを導入する場合には逆に助成金を受けられるということもあります。詳しくは、各県の環境部などに問い合わせてみてください。

